

令和3年8月17日

各 位

会社名 三幸株式会社
代表取締役社長 村上 賢昭

問合せ先 取締役
総務部長兼人事部長 泉 真一
(TEL. 03-5217-1623)

(更新) 新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言発令等に伴う
当社の対応について

新型コロナウイルスにより罹患された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

当社は、本日、日本政府から東京など6都府県に発令中の緊急事態宣言について、新たに8月20日から茨城、栃木、群馬、静岡、京都、兵庫、福岡の7府県を追加し、宣言に準じた対策が可能となる「まん延防止等重点措置」についても、宮城、山梨、岐阜など計10県を追加するとともに期限を延長するとの決定を受け、社内外への感染拡大防止と当社に勤務する従業員の安全確保及び社会的責任の観点から、対象エリアを当社の全ての事業所とし、下記の通り対応させていただくことといたしましたのでお知らせいたします。

記

a. 営業職、一般事務職の勤務体制の変更および事務体制の縮小等

期間 令和3年7月12日(月)～令和3年9月12日(日) 予定 (8月17日更新)

※状況を鑑みながら慎重に判断し、期間を延長する場合があります。

- ・業務内容に応じ可能な限り在宅でのテレワークを実施します。
- ・テレワーク困難な業務については、感染症対策に充分配慮した勤務を励行します。
- ・出退勤が必要な場合、交通混雑を避けるための「時差出退勤」を積極的に実施します。
- ・お客様とのお打ちは、可能な限りオンラインミーティングシステムをご提案させていただきます。
- ・不要不急の出張を自粛（国内外問わず）します。
- ・事務体制を縮小させていただきます。
事務部門への電話が通じる時間帯を平日の以下の時間内とさせていただきます。

10時～12時、 13時～16時

b. サービスの提供について

受託先の施設につきまして、お客様のご要望に対して、関係者と協議の上、可能な限り適切な対応をいたします。

業務にあたっては、お客様のご協力も仰ぎ十分な感染防止策を講じて実施いたします。

また、延期した作業については、緊急事態宣言が解除された時点において、お客様とご相談の上、再度作業実施日を確定させていただきます。

当社は、今後も社内外への感染被害抑止と従業員の安全確保を最優先に、政府での発生段階区分に合わせた行動計画に基づき、必要な対応を実施してまいります。

お客様並びにお取引先様におかれましては、ご不便をおかけいたしますが、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上